

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和7年7月28日に開催した中野区交通政策推進協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1)各自治体で発行する精神障害者保健手帳をお持ちの方を対象

対象者	普通旅客運賃	定期旅客運賃
第1種(1級) 精神障害者の方	5割引	3割引
第2種(2級・3級) 精神障害者の方	5割引	割引運賃の適用は ありません

(2)一日乗車券運賃の改定に伴う料金の運用

600円→630円

2 運賃を適用する路線又は営業区域

K05 系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～白鷺せせらぎ公園

K06 系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～鷺ノ宮駅南～白鷺せせらぎ公園

3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
上記 1(1)令和7年10月1日から、1(2)適用中

4 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
関東バス株式会社

令和7年7月28日

中野区交通政策推進協議会運賃協議部会